

千葉県報

号外
令和7年8月29日

主要目次

○ 教育委員会規則	一
○ 千葉県教育委員会会議規則の一部を改正する規則	
○ 公安委員会規則	
○ 銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第二項及び第十二条の三の規定により診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則	一
○ 告示	
○ 昭和四十九年千葉県告示第六百八十三号の一部を改正する告示	一
○ 昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号の一部を改正する告示	一
○ 昭和五十二年千葉県告示第七百七十七号の一部を改正する告示	二
○ 昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号の一部を改正する告示	二
○ 昭和五十三年千葉県告示第六百九十五号の一部を改正する告示	二
○ 平成二十四年千葉県告示第百七十五号の一部を改正する告示	二
○ 公安委員会告示	
○ 銃刀法により診断を行う医師の指定	二

教育委員会規則

千葉県教育委員会会議規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和七年八月二十九日

千葉県教育委員会規則第十三号

千葉県教育委員会会議規則の一部を改正する規則

千葉県教育委員会会議規則（昭和三十五年千葉県教育委員会規則第七号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（出席の特例）

第五条の二 教育長が必要と認めたときは、教育長及び委員は、映像及び音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話することが可能な方法によつて、会議に参加することができる。

2 前項の規定により会議に参加した者は、会議に出席したものとみなす。
第十六条中「書類」を「資料」に、「議席において配布」を「配付」に改める。

第二十三条第二項中「議場にいる」を「出席している」に改める。

附則

この規則は、令和七年九月一日から施行する。

公安委員会規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年8月29日

千葉県公安委員会委員長 飯田 浩子

千葉県公安委員会規則第9号

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則の一部を改正する規則

銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年千葉県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

第1条第1項の表中「第8条第3号」を「第11条第3号」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。

告示

千葉県告示第四百六十四号

昭和四十九年千葉県告示第六百八十三号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音について規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、令和七年九月十二日から施行する。

令和七年八月二十九日

千葉県知事 熊谷 俊人

指定地域の表の備考中「令和五年七月七日」を「令和七年五月三十日」に改める。

千葉県告示第四百六十五号

昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号（騒音規制法に基づく特定工場等において発生する騒音の時間の区分及び区域の区分ごとの規制基準の設定）の一部を次のように改正し、令和七年九月十二日から施行する。

なお、この告示の施行の日前において、現に設置されている特定工場等であつて、改正後の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号（以下「新告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和四十九年千葉県告示第六百八十四号に規定する規制基準値未満となるものについては、新告示の規定にかかわらず、この告示の施行の

令和7年8月29日（金曜日）			報 告 書			千 葉 県			第 8 1 号 外 号		
日から三年間は、なお従前の例による。 令和七年八月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人			時間及び区域区分の表の備考第二号の表山武郡芝山町の項中			「		
「第二種区域」			「第一種住居地域」			を			「		
「第一種区域」			「第一種低層住居専用地域」			に改め、同表			「		
「第二種区域」			「第一種住居地域」			の備考第一号中「令和五年七月七日」を「令和七年五月三十日」に改める。			千 葉 県 告 示 第 四 百 六 十 六 号		
昭和五十二年千葉県告示第七百七十七号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動について規制する地域の指定）の一部を次のように改正し、令和七年九月十二日から施行する。			令和七年八月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人			指定地域の表の備考中「令和五年七月七日」を「令和七年五月三十日」に改める。		
千 葉 県 告 示 第 四 百 六 十 七 号			昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号（振動規制法に基づく特定工場等において発生する振動の時間の区分及び区域の区分）との規制基準の設定）の一部を次のように改正し、令和七年九月十二日から施行する。			なお、この告示の施行の日において、現に設置されている特定工場等であって、改正後の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号（以下「新告示」という。）に規定する当該特定工場等に係る規制基準値が改正前の昭和五十二年千葉県告示第七百七十八号に規定する規制基準値未滿となるものについては、新告示の規定にかかわらず、この告示の施行の日から三年間は、なお従前の例による。			令和七年八月二十九日		
千 葉 県 告 示 第 四 百 六 十 八 号			昭和五十三年千葉県告示第六百九十五号（航空機騒音に係る環境基準の地域類型）との			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人			時間区分及び区域区分の表の備考第二号の表山武郡芝山町の項中「第一種住居地域」を「第一種低層住居専用地域及び第一種住居地域」に改め、同表の備考中「令和五年七月七日」を「令和七年五月三十日」に改める。		
地域（の指定）の一部を次のように改正する。 令和七年八月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人			別表第二富里工業団地の項中「立沢新田」を「立沢、立沢新田」に改める。			千 葉 県 告 示 第 四 百 六 十 九 号		
平成二十四年千葉県告示第七十五号（悪臭防止法に基づく規制地域の指定及び規制基準の設定）の一部を次のように改正し、令和七年九月十二日から施行する。			令和七年八月二十九日			千 葉 県 知 事 熊 谷 俊 人			規制地域の表の備考中「令和五年七月七日」を「令和七年五月三十日」に改める。		
公 安 委 員 会 告 示			千 葉 県 公 安 委 員 会 告 示 第 3 2 号			銃砲刀剣類所持等取締法第4条の3第2項及び第12条の3の規定により診断を行う医師の指定に関する規則（平成21年千葉県公安委員会規則第9号）第1条第1項の規定により次の医師を指定したので、同規則第2条の規定により次のとおり告示する。			令和7年8月29日		
1 指定の期間			令和7年6月28日から令和10年6月27日まで			千 葉 県 公 安 委 員 会 委 員 長 飯 田 浩 子			2 指定医師等		
医師の氏名			勤務する病院名			病院の所在地			診断の対象者		
女屋光基			独立行政法人国立病院機構下総精神医療センター			千葉県緑区辺田町578番地			銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号）第5条第1項第3号の政令で定める病氣（銃砲刀剣類所持等取締法施行令（昭和33年政令第33号）第11条第3号に定める病氣を除く。）にか		
志津雄一郎			医療法人社団双和会志津クリニック			佐倉市上志津1, 669番地グアンペール志津201			銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号の政令で定める病氣（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条第3号に定める病氣を除く。）にか		

			法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	
深見悟郎	千葉県総合救急災害医療センター	千葉市美浜区豊砂6番1	銃砲刀剣類所持等取締法第5条第1項第3号の政令で定める病氣（銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条第3号に定める病氣を除く。）にかかっている者並びに同法第5条第1項第4号及び第5号に掲げる者	
峯清一郎	I M S グループ医療法人財団明理会行徳総合病院	市川市本行徳5, 525番地2	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条第3号に定める病氣にかかっている者	
岩佐博人	医療法人静和会浅井病院	東金市家徳38番地1	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条第3号に定める病氣にかかっている者	
原広一郎	医療法人静和会浅井病院	東金市家徳38番地1	銃砲刀剣類所持等取締法施行令第11条第3号に定める病氣にかかっている者	
太田不二雄	医療法人社団聖母会聖ペリア記念病院	成田市取香446番地	介護保険法（平成9年法律第123号）第5条の2第1項に規定する認知症である者	
田中かつら	医療法人社団桂七浦診療所	南房総市千倉町大川638番地	介護保険法第5条の2第1項に規定する認知症である者	

購読料
本号
一部

一二円

購読申込先
発行者
千葉県中央区市場町一番一号

千葉県
〇四三（二二三）二六五八